

## 「自家用積載車の有償運送許可証」 に係る研修会の開催について

道路運送法第78条第3号に基づく「事故車等の排除業務に係る有償運送許可」に必要な研修会を下記の通り実施いたします。

この度の研修会については、現在許可証をお持ちでない事業場及び許可期限が令和7年7月31日以前の許可証をお持ちの事業場が対象となります。

今一度ご確認をお願いします。

なお、申請については、従来通りこの研修会の受講が必須となっておりますので、今年度中に申請される事業場に於かれましては必ずお申し込みください。

お申し込みについては、振興会ホームページ (<https://www.taspa.or.jp/>) 内「講習・研修」に掲載しておりますので、ご確認いただきお申込みいただきますようお願い致します。

### 記

地 区	開催日	場 所	定 員
中 部	8月1日(木)	鳥取県自動車整備振興会 中部支部 2階 〒689-2104 東伯郡北栄町弓原334番地	各25名

◆講習時間 10:00～16:00（受付時間：9:30～）

◆受講料 会 員：5,100円（税込）  
会 員 外：8,700円（税込）  
資 料 代： 500円（税込）

※研修費とテキスト代が別となっておりますのでご注意ください。

※定員については先着順になりますので、ご希望に添えない場合があります。

## 【申込方法】

1. 受講を希望される方は、下記「【申込書類】①～⑥」をご準備していただき、すべてFAXして下さい。(FAX：0857-24-5833)
2. 受講日当日は、FAXされた書類の内①～③を必ず持参して下さい。

## 【申込書類】

※①～③は、ホームページ(<https://www.taspa.or.jp/>)よりダウンロード(ホームページ内→講習・研修にあります)

- ①受講申込書
- ②自家用自動車有償運送許可申請委任状(台数分原本必要)
- ③有償運送許可申請車両一覧
- ④車検証(申請される車積載車)の写し
- ⑤任意保険証書の写し(許可を受けるすべての車積載車)
- ⑥既に許可を受けている場合は、許可証のコピー

【申込期限】 令和6年7月22日(月)

## 【その他】

- ◆ 検査証の使用者欄が同一で、複数の車積載車をお持ちの場合、1事業者1名の受講で複数の車積載車の許可申請を行うことができます。
- ◆ 車積載車とは、車両全体を荷台に載せる形のものであり、前後片側のみを揚げて一方が接地しているレッカーは含みません。
- ◆ 二輪車を運搬するためのワンボックスや軽トラックも含みます。